

平成十九年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、広島県議会議長及び広島県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十一年二月九日

広島県監査委員	山崎正博
同	芝清
同	高橋義則
同	加賀美和正

平成19年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<議長所管分>

監査の結果及び意見の概要	措置状況						
<p>【テーマ】 政務調査費</p> <p>3 議長に対して求める措置及び意見 【求める措置】</p> <p>(1) 収支報告書の調査（報告書 P94～） 県条例には、議長による調査権限が明記されているが、これまで、政務調査費の支出について、議長による調査が行われたことはない。簡単な調査さえ議長が怠ってきたことは、条例の趣旨に反している。 議長は、収支報告書の調査を積極的に行うべきである。</p> <p>【意見】</p> <p>(2) 情報提供について（報告書 P99） 議長は、議会事務局を通じて、各会派が統一した会計処理をするべく積極的に情報提供をすべきである。 会派及び各議員からの聴取時の回答や書面による回答によると、複数の会派や議員から、政務調査費の会計処理のために、ガソリン単価、領収書の保管について議会事務局から聞いたとか、東京、広島や各地への旅費の計算表は議会事務局から資料をもらったとか、書類を「議会事務局の指導のもとで作成し運用したもの」であるという回答が寄せられた。一方、議会事務局では、基準を作ることは議会の仕事であり、事務局が公式にそのような業務をすることもしたこともないと回答がされた。これは、議長の議会事務局に対する指示がされていなかったことの現れである。議長は、議会事務局への指示を徹底して、政務調査費の使途基準の曖昧さを埋め、議会の各会派が統一した会計処理をするべく、</p>	<p>平成19年度政務調査費について、広島県政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第25号。以下「条例」という。）第10条に基づく議長の調査を実施した。 調査の概要は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査対象 13会派（平成19年度政務調査費の交付を受けた全ての会派） 2 調査期間 平成20年6月～12月 3 調査結果 次のとおり不相当と考えられる事項を指摘し、収支報告書等の訂正を依頼した。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>会派数</td> <td>11会派</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>851件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>7,835,933円</td> </tr> </table> <p>平成20年度以降の政務調査費については、収支報告書に全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付することとしており、適宜収支報告書の確認等を行い、引き続き政務調査費の適正な運用を図る。</p> <p>平成20年1月に政務調査費事務処理要領（以下「要領」という。）を策定し、政務調査費支出状況表等の諸様式を定めるとともに、政務調査費の使途基準の具体的取り扱いなど、広島県議会として政務調査費の統一的な取り扱いを定め、平成20年度の政務調査費から適用することとしている。 平成20年度以降は、この要領に従い各会派が統一した会計処理等が行われるよう周知を図っている。</p>	会派数	11会派	件数	851件	金額	7,835,933円
会派数	11会派						
件数	851件						
金額	7,835,933円						

監査の結果及び意見の概要	措置状況
<p>積極的に情報提供をすべきであった。また、調査委託として受領金額の8割方を所属議員に支給する会派について、県条例は会派所属の各議員にまで領収書を保管することを義務づけていないという誤解がみられ、現実に領収書等の証拠書類を整理保管しない会派及び所属議員が多数あった。議長としては、このような運用方法が誤りであることを各会派に周知させ、速やかに改めるべく各会派に情報提供し指導すべきである。</p> <p>(3) 第三者機関の設置（報告書 P100）</p> <p>議長が、個々の議員の日々の支出を用途基準に照らして不適当か否かの調査を行うことは、議長が特定の会派に属する議員であるため、躊躇されることも容易に想像できる。一方、今回の監査では指摘事項とはしなかったものの、費用弁償と政務調査費の同日計上の中には、重複計上の疑いが濃厚なものが見受けられるのであり、議長が積極的調査を行うべき状況である。ところが、現行の費用弁償の記録・管理システムの下では、重複計上の有無の調査をすることは非常に複雑で煩瑣な作業となるため、議長の調査能力を越えていると考えざるを得ない。</p> <p>したがって、県条例及び県規程を改正し、議会から独立して政務調査費の支出の調査を行う第三者機関の設置を検討するべきである。</p> <p>(4) 広報用小冊子の記載（報告書 P100）</p> <p>県議会の活動を紹介している平成18年度「広島県議会の概要」中、議会費の支出状況が報告されているが、その表には、政務調査費は単独ではその総額が明記されておらず、「負担金、補助及び交付金」の科目に含めて記載されている。政務調査費は補助金・交付金に当たるから、この表示の仕方は誤りではないが、この表を見ただけでは、政務調査費の存在自体が明らかにされていない。この広報用小冊子では、費用弁償、旅費規程などは詳細に記載されているものの、政務調査費については一言も触れられていない。「負担金、補助及び交付金」3億円余りの8割以上を政務調査費が占めているのであるから、会計報告としては、明瞭性の原則の要請からも、この表示に内書として政務調査費の金額を示すのが適切である。</p> <p>議長は、政務調査費の透明性の一貫として、例年発行している「広島県議会の概要」と題する広報用小冊子に、政務調査費の金額を明記させるべきである。</p>	<p>平成19年12月に条例を改正し、収支報告書に政務調査費の全ての支出に係る領収書その他の証拠書類を添付し、閲覧に供することとした。また、各会派において、政務調査費の統一的で、厳格な運用を期すため、平成20年1月に要領を策定している。</p> <p>当面はこの要領等に基づき適切に対応していきたいと考えており、政務調査費の支出の調査を行う第三者機関の設置については、状況を見ながら必要があれば設置を検討したい。</p> <p>なお、指摘されている費用弁償と政務調査費との重複等については、一定の時間を要しはしたが、平成19年度政務調査費に対する議長の調査において確認等を行い、一部重複を指摘したところである。</p> <p>「広島県議会の概要」（平成20年）において、議会費の平成20年度当初予算の表中に内書として政務調査費の予算額を記載した。（P40）</p> <p>また、同じく同冊子中の議員の報酬等の項目に政務調査費について交付対象、支給額、支給時期を記載するなどした。（P21）</p>

平成19年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<知事所管分>

監査の結果及び意見の概要	措置状況
<p>【テーマ】 政務調査費</p> <p>知事に対して求める措置（報告書 P95）</p> <p>【求める措置】</p> <p>知事は、平成18年度中に存在した各会派に対し、収支報告書記載の支出合計額から報告書第4において指摘事項とした不適當支出を控除した金額（正當な支出金額）が、各会派に対する政務調査費交付額を下回る場合は、下回る額（残余に相当する額）を県に対し支払うよう請求すべきである。ただし、相當の期間内に、各会派から、当初の収支報告書に記載された支出額に含まれない支出がある事が客觀的証拠（第三者作成の領収書等の証拠書類）の原本に基づいて証明され、かつ当該支出が当外部監査における使途基準の考え方（報告書本文第3参照）を逸脱したものではない場合には、その金額については返還を請求する額から除く（証拠を伴わない日額旅費の追加計上は一切認められない。）。</p> <p>なお、すでに解散している会派に返還すべき債務が生じていることが明らかとなった場合は、会派が組合ないし権利能力なき社団であると解釈されることから、最終の構成員（現職議員に限られない）が連帯して返還義務を負う。</p>	<p>監査報告を受けて、指摘を受けた関係会派から平成18年度政務調査費の収支報告書が自主的に訂正され議長に提出された。</p> <p>この収支報告書の訂正を受けて、所定の手続きを行い、新たに発生した残余額について返還を求め、既に解散した会派を含め全ての関係会派からその全額が返還された。</p> <p>なお、返還された金額は返還を請求すべきとされた金額よりも655,531円の増となっているが、これは関係会派において監査の指摘を厳肅に受止め、自主的に精査された結果であると考えている。</p>